## 寒河江国道維持出張所通信

# スムースな除雪を行うために 〜皆さきへのご協力のお願い〜。



国道112号の除雪作業につきましては、日頃より地域住民の皆さまにはご理解・ご協力を頂き誠にありがとうございます。

今年度も、安全・円滑な冬季交通確保のため地域住民の皆さまのご協力をお願いいたします。

地域健康の皆様へのお願い

#### ◎間□の雪かきは各ご家庭でお願いします

毎年、「間口に雪を置いていかないでほしい」といった 声がよせられます。

お気持ちはわかるのですが、限られた人員・機械・時間 の中での除雪作業のため、道路脇に雪を寄せる ことになってしまいます。

大変ご苦労をおかけ致しますが、間口の雪かきについては、各ご家庭でご協力いただきますようお願いいたします。



#### ◎運搬排雪は道幅の狭い箇所や交差点を優先して行います

道路脇によせた雪堤(車道脇にできる雪の壁)が大量となった場合は、トラックに積んで雪捨て場に運びます。 この運搬排雪作業は、道幅の狭い箇所や交差点を優先して行っています。

出来る限りスムーズに行いますが、雪堤が高く見通しが 悪い箇所では、より注意して通行いただきますようお願い いたします。



### ◎凍結抑制剤を過信せず、冬タイヤ全輪装着のうえ安全運転でお願いします

橋の上や坂道、カーブなど、路面が凍結またはスリップ しやすい場所には、凍結抑制剤(塩化ナトリウム)を散布 しています。

ただしこれは一時的に凍結を抑制するもので、完全に防止できるものではありません。

凍結抑制剤を過信せず、冬タイヤ全輪装着のうえスピードを控えて安全運転をお願いいたします。



#### ◎敷地内の雪を歩道に積まないでください

重機や除雪機械等を使用して歩道に大量に雪を積まれますと、歩道を利用できない歩行者は車道を歩くことになってしまうため大変危険です。

また、雪の運搬にも必要以上の時間がかかり、他の地区の除雪作業の遅れにも繋がります。

敷地内の雪は敷地内で処理いただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。



#### 地域健民の皆様へのお願い

●道路への雪だしはやめましょう



屋根や敷地内からの雪を道路(車道・歩道)に出す方が 見受けられますが、これは道路交通法に違反します

屋根の雪が落ちて歩行者に当たると 危険です。雪止めなどの措置を講じて下さい



雪下ろしでやむを得ず雪を歩道に落とした場合は 必ず片付けて下さい

▶着雪による樹木の傾きにより通行に 支障が出るおそれがあります



各ご家庭で伐採・剪定をお願いします

●開閉式グレーチングふたは使用後 しっかり閉めてください



歩行者がつまづいて怪我したり、除雪車が 巻き込みふたが破損したりするおそれがあります

▶除雪車に近づくと危険です!



除雪車に近づくと運転席から見えなくなり オーガに巻き込まれる危険があります

#### 道路への「雪だし」は法律で禁止されています

道路交通法第76条第4項第7号では、「道路に おける交通の危険や妨害となるおそれがある行 為」が禁止されており、

山形県道路交通規則第21条(2)では、その禁止 行為として「交通の妨害となるように道路に雪をま き、又は捨てること。」と規定されています。

規定に違反した者は、道路交通法第120条第9 号により5万円以下の罰金に処せられます。

寒河江国道維持出張所ホームページ http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/sagaeiji/

【東北・みち情報(東北全域の国道情報)】

【山形河川国道事務所 道路情報サイト(事務所管内の国道情報)】

http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/i/

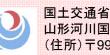
http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/ez/

http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/v/



200.1

http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/



山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所 (住所)〒991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1 (TEL) 0237-84-3191 (FAX) 0237-84-3687